

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県都市計画区域内の建築物等に関する制限規則
高知県都市計画区域内の建築物等に関する制限規則(抜粋)

都市計画区域内の建築物等に関する制限規則
高知県都市計画区域内の建築物等に関する制限規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)及び都市再開発法(昭和44年法律第38号)の規定に基づき、建築物等の許可申請の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請の手続)

第2条 都市計画法第53条第1項若しくは第65条第1項、土地区画整理法第76条第1項又は都市再開発法第66条第1項の規定により建築行為等について知事の許可を受けようとする者は、別記第1号様式から別記第4号様式までによる許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げるところにより、図書を添付しなければならない。

(1) 都市計画法第53条第1項の規定に基づく許可申請書
建築物の新築、改築、増築又は移転の場合

(ア) 略

(イ) 配置図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と既設の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの)

(ウ) 略

(2) 都市計画法第65条第1項の規定に基づく許可申請書

ア 建築物の新築、改築、増築若しくは移転又は工作物の建設の場合
前号に掲げる図書に準ずる図面

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)及び都市再開発法(昭和44年法律第38号)の規定に基づき、建築物等の許可申請の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請の手続)

第2条 都市計画法第53条第1項及び第65条第1項、土地区画整理法第76条第1項並びに都市再開発法第66条第1項の規定により建築行為等について知事の許可を受けようとする者は、別記第1号様式から別記第4号様式までによる許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次の各号に掲げるところにより、図書を添付しなければならない。

(1) 都市計画法第53条第1項の規定に基づく申請書
建築物の新築、改築、増築又は移転の場合

(ア) 略

(イ) 配置図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と既設の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記する縮尺200分の1以上のもの)

(ウ) 略

(2) 都市計画法第65条第1項の規定に基づく申請書

ア 建築物の新築、改築、増築又は移転及び工作物の建設の場合
前号に準ずる図面

イ 土地の形質の変更又は物件の設置若しくは堆積の場合

(ア) 略

(イ) 平面図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における土地の形質を変更し、又は物件を設置し、若しくは堆積する部分並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺 200 分の 1 以上のもの)

(ウ) 略

(3) 土地区画整理法第 76 条第 1 項の規定に基づく許可申請書

ア 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の場合

(ア) 略

(イ) 配置図(方位、敷地の境界線、敷地内における建築物その他の工作物の位置、申請に係る建築物その他の工作物と既設の建築物その他の工作物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺 200 分の 1 以上のもの)

(ウ) 2 面以上の建築物その他の工作物の断面図(縮尺 200 分の 1 以上のもの)

(エ) 仮換地指定通知書の写し(図面を添付すること。)

イ 土地の形質の変更又は物件の設置若しくは堆積の場合

(ア) 略

(イ) 平面図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における土地の形質を変更し、又は物件を設置し、若しくは堆積する部分並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺 200 分の 1 以上のもの)

(ウ) 略

(エ) 仮換地指定通知書の写し(図面を添付すること。)

ウ 申請地が申請者の所有でない場合は、配置図又は平面図に当該土地所有者(仮換地指定済の場合は、その所有者)の承諾を得ていることを証する書類を添付しなければならない。ただし、土地所有者

イ 土地の形質の変更及び物件の設置又は堆(たい)積の場合

(ア) 略

(イ) 平面図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における土地の形質の変更及び物件の設置又は堆(たい)積する部分並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記する縮尺 200 分の 1 以上のもの)

(ウ) 略

(3) 土地区画整理法第 76 条第 1 項の規定に基づく申請書

ア 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の場合

(ア) 略

(イ) 配置図(方位、敷地の境界線、敷地内における建築物その他の工作物の位置、申請に係る建築物その他の工作物と既設建築物その他の工作物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記する縮尺 200 分の 1 以上のもの)

(ウ) 2 面以上の建築物等の断面図(縮尺 200 分の 1 以上のもの)

(エ) 仮換地指定通知書写し(図面を添付のこと。)

イ 土地の形質の変更及び物件の設置又は堆(たい)積の場合

(ア) 略

(イ) 平面図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における土地の形質の変更及び物件の設置又は堆(たい)積する部分並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記する縮尺 200 分の 1 以上のもの)

(ウ) 略

(エ) 仮換地指定通知書写し(図面を添付のこと。)

ウ 申請地が申請人の所有でない場合は配置図又は平面図に当該土地所有者(仮換地指定済の場合は、その所有者)の承諾を得ていることを証する書類を添付しなければならない。ただし、土地所有者の

の承諾を得られないときは、その理由書を添付することをもってこれに代えることができる。

(4) 都市再開発法第 66 条第 1 項の規定に基づく許可申請書

ア 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の場合

(ア) 位置図(縮尺 3,000 分の 1 以上のもの)

(イ) 配置図(方位、敷地の境界線、敷地内における建築物その他の工作物の位置、申請に係る建築物その他の工作物と既設の建築物その他の工作物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺 200 分の 1 以上のもの)

(ウ) 2 面以上の建築物その他の工作物の断面図(縮尺 200 分の 1 以上のもの)

イ 土地の形質の変更又は物件の設置若しくは堆積の場合

(ア) 略

(イ) 平面図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における土地の形質を変更し、又は物件を設置し、若しくは堆積する部分並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺 200 分の 1 以上のもの)

(ウ) 略

3 知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか、必要な図書を添付させることができる。

(不許可の通知)

第 3 条 知事は、前条の規定による許可申請の内容が都市計画法第 54 条に規定する許可基準に適合せず、又は都市計画事業、土地区画整理事業若しくは市街地再開発事業の施行に支障があると認めるときは、その理由を付して許可しない旨を第 5 条に規定する経由者を經由して当該申請者に通知するものとする。

(許可書の交付)

第 4 条 知事は、第 2 条の規定による許可申請に対する許可をしようとする

承諾を得られないときは、その理由書を添付することをもってこれに代えることができる。

(4) 都市再開発法第 66 条第 1 項の規定に基づく申請書

ア 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の場合

(ア) 位置図(縮尺 3,000 分の 1 以上のもの)

(イ) 配置図(方位、敷地の境界線、敷地内における建築物その他の工作物の位置、申請に係る建築物その他の工作物と既設建築物その他の工作物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記する縮尺 200 分の 1 以上のもの)

(ウ) 2 面以上の建築物等の断面図(縮尺 200 分の 1 以上のもの)

イ 土地の形質の変更及び物件の設置又は堆(たい)積の場合

(ア) 略

(イ) 平面図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における土地の形質の変更及び物件の設置又は堆(たい)積する部分並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記する縮尺 200 分の 1 以上のもの)

(ウ) 略

3 知事は必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか必要な図書を添付させることがある。

(不許可の通知)

第 3 条 知事は、許可申請の内容が都市計画法第 54 条の許可基準に適合せず、又は都市計画事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行に支障があると認めるときは、その理由を付して許可しない旨を第 5 条に規定する経由者を通じて申請者に通知するものとする。

(許可書の交付)

第 4 条 知事は、許可申請書に対する許可をしようとするときは、別記第

るときは、別記第5号様式から別記第8号様式までによる許可書を次条に規定する経由者を経由して当該申請者に交付するものとする。

(書類の経由)

第5条 第2条第1項の許可申請書は、都市計画法第53条第1項の規定に基づくものにあつては高知県都市計画法施行条例(平成12年高知県条例第27号)第26条第1号の規定により町村を、同法第65条第1項、土地区画整理法第76条第1項又は都市再開発法第66条第1項の規定に基づくものにあつては事業施行者を経由し、その意見を付して、これを知事に提出しなければならない。

2 略

別記第1号様式(第2条関係)

許可申請書

[別紙参照]

第2号様式(第2条関係)

許可申請書

[別紙参照]

第3号様式(第2条関係)

許可申請書

[別紙参照]

第4号様式(第2条関係)

許可申請書

[別紙参照]

第5号様式(第4条関係)

許可書

5号様式から別記第8号様式までによる許可書を次条に規定する経由者を通じて交付するものとする。

(書類の経由)

第5条 第2条の規定による許可申請書は、都市計画法第53条第1項の規定に基づくものにあつては高知県都市計画法施行条例(平成12年高知県条例第27号)第26条第1号の規定により市町村を、同法第65条第1項、土地区画整理法第76条第1項又は都市再開発法第66条第1項の規定に基づくものにあつては事業施行者を経由し、その意見を付して知事に提出しなければならない。

2 略

別記第1号様式(第2条関係)

許可申請書

[別紙参照]

第2号様式(第2条関係)

許可申請書

[別紙参照]

第3号様式(第2条関係)

許可申請書

[別紙参照]

第4号様式(第2条関係)

許可申請書

[別紙参照]

第5号様式(第4条関係)

許可書

[別紙参照]

第6号様式(第4条関係)

許可書

[別紙参照]

第7号様式(第4条関係)

許可書

[別紙参照]

第8号様式(第4条関係)

許可書

[別紙参照]

[別紙参照]

第6号様式(第4条関係)

許可書

[別紙参照]

第7号様式(第4条関係)

許可書

[別紙参照]

第8号様式(第4条関係)

許可書

[別紙参照]